

児童相談所の開設に向けた今後の進め方等について

区は、平成28年5月の児童福祉法改正を受けて、同年7月に「児童相談所設置等に関する検討委員会」を設置し、区立児童相談所の開設に向けて、児童相談体制の見直しや施設等に関する具体的な検討を進めてきました。今般、「新基本構想」及び「杉並区総合計画・実行計画」の策定に併せ、児童相談所の開設に向けた進め方を次のとおり定め、今後、児童相談所設置・運営方針及び計画（以下、「方針及び計画」という。）の策定等、開設に向けて取り組むこととしましたのでご報告します。

1 区立児童相談所の開設に向けた進め方

- 開設時期は令和8年度とし、必要となる職員配置計画や施設整備等、開設に向けた準備を進めていくこととする。
- 開設場所は、区役所関係各課及び警察との迅速な連携が欠かせないことから、現在の杉並子ども家庭支援センター所在地（阿佐谷南一丁目14番8号）とし、既存施設の解体後、児童相談所を新たに建設する。
- 同時期に一時保護所を開設するが、施設の性質上、開設場所は原則非公表とする。
- 現在、東京都立児童相談所及び世田谷区児童相談所に、福祉職3名、心理職1名を派遣しているが、来年度以降も計画的に派遣を行うとともに、福祉職及び心理職の経験者採用を行うなど、引き続き開設に向けた人材確保・育成に取り組む。

2 高井戸子ども家庭支援センターの整備場所の変更

- 高井戸子ども家庭支援センターについては、旧衛生試験所に整備することとしていたが、当該施設は新型コロナウイルス感染症PCR検査の実施場所として引き続き存置することが妥当であることから、以下のとおり整備場所を変更する。

【整備場所】 ゆうゆう浜田山館跡地（浜田山四丁目18番31号）

【施設規模等】 地上2階建て2階部分（1階は区立浜田山保育園）、延べ床面積約235㎡

【開設時期】 令和5年4月

3 今後の主なスケジュール（予定）

令和3年 12月	方針及び計画（案）の策定
4年1～3月	方針及び計画（案）に対する有識者及び関係機関からの意見聴取
4月	方針及び計画の決定・公表
4年度	基本設計
5年度	実施設計
6年度～	既存施設解体・建設工事、東京都との事前協議
7年度	児童相談所設置市の政令指定要請、区議会に児童相談所設置条例案を提案
8年度	児童相談所及び一時保護所開設